

議案第 65 号

伊賀市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例の制定について

伊賀市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 6 月 5 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地域防災計画に定める大規模工場等の用途及び規模の基準に関する条例
(趣旨)

第 1 条 この条例は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項第 3 号ハの規定に基づき、伊賀市地域防災計画に大規模な工場その他の施設（以下「大規模工場等」という。）の名称及び所在地を定める場合の大規模工場等の用途及び規模の基準を定めるものとする。

(用途及び規模)

第 2 条 前条の基準は、工場、作業場又は倉庫で、延べ面積が 10,000 平方メートル以上のものであることとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。